

シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

可視化記録媒体の「要旨の告知」は許されない

取調べ可視化実現大阪本部 副本部長 小坂井 久

取調べ可視化の時代が始まっている。

取調べ録音・録画記録媒体(以下、可視化記録媒体、あるいは、単に取調べDVDという)が証拠調べ請求される機会も増えており、これが証拠採用される場合がある。が、その法廷での取調べについて、「要旨の告知」で済まされているケースがあると聞知するに至った。一見マニアックなテーマのようにみえるやもしれないが、実務における取扱い上、重要な論点となる。というだけでなく、理論的にも、相当に考察すべき課題足りうるものと思われる。この問題を素描しつつ、拙いながらも、私なりの検討過程と結論を呈示しておきたい。

1. 端緒

私自身が、可視化記録媒体の法廷における証拠調べについて、「要旨の告知」で済まされているケースがあることを知ったのは、ある地方に「可視化刑事弁護」に関する研修の講師として赴いた際のことであった。ある若手会員が大要次のような報告をしてくれたのである。

「事案に争いのないケースで、乙号証として、可視化記録媒体そのものが実質証拠として請求され(ちなみに、検察段階において供述録取書は作成されていないとのこと)、第1回公判前に同意予定である旨表明していたところ、第1回公判の少し前に裁判所から『取調べDVDは再生せずに要旨の告知で済ませてよいですね』との打診があり、異議がない旨答え、結局、第1回公判の法廷では検察官が『要旨の告知』と称して、供述の概要を述べ、取調べDVDは、そのまま裁判所の手に渡った(ちなみに、この法廷にDVD再生装置はなかった)」。

私は、率直に言うと、この報告には、いささか衝撃を受けた。私には、可視化記録媒体の証拠調べの方式は「再生」である(それ以外ない)との認識しかなかったからである。

2. 「それは違法である」

私は、その場で、そのような取扱いは違法だとして、おおよそ次のように発言した。

① 可視化記録媒体の取調べ方式は「再生」である。

これは確立された判例理論である。

- ② 法305条・306条で、証拠書類は「朗読」、証拠物は「展示」という取調べ方式になっているが、今の話であると取調べDVDそのものは法廷で、その外形的な物が「展示」されているだけであり、その「展示」自体は無意味であって、「朗読」に代えて「要旨の告知」を行うことができる前提にあるとは思われない。
- ③ 公訴事実に争いのない事案の乙号証の取扱いは、被告人質問先行型で対応し、必要性なしで却下ないし撤回してもらうのが筋であり、これは可視化記録媒体についても同じである。

これ以外に、仮に「朗読」に代えて「要旨の告知」を用いるというのであれば、反訳文なり要約文を作成するか、あるいは、合意書面化を図るなど、書面化作業を経たうえで対応すべきということを述べたかもしれない。さて、ここで私が述べたことが正しいかどうか、検討しておきたい。結論的に、正しいと思うのだが、どうだろうか。

3. 許される根拠と許されない根拠

(1) 形式的論拠

許されない、いわば形式的根拠は、根拠条文がないということに尽きる。これに対し、刑訴規則203条の2第1項は「訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、…証拠書類又は証拠物の書面の意義が証拠となるものの取調をするについての朗読に代えて」

「要旨の告知」ができると定めているところ、この規定を「準用」して、可視化記録媒体の「要旨の告知」が可能という考えが呈示されるかもしれない。しかし、この規定はあくまでも「朗読」に「代えて」である。「再生」に「代えて」ではない。「要旨の告知」制度が合憲とされているとはいえ（最判昭和29年6月19日－裁判集96号335頁参照）、これはあくまでも例外である。「朗読」でない「再生」を「代えて」しまうような拡張解釈は許されないのではないか。

あるいは、法305条4項但書から「要旨の告知」を可能とする見解がありうるかもしれない。しかし、同条は対象が限定されているうえ、「調書の朗読→（調書の一部の）記録媒体があるから再生→当該調書に記載された供述の内容の告知」という構造になっていて、この条文の出発点は、あくまでも訴訟記録としての調書である。記録媒体は中間項以外ではないから、この場合は、「朗読」という前提自体は存在している。この条文から、いきなり、記録媒体の「再生」→「要旨の告知」というルートを許容するのはかなり強引な解釈のように思われる。

(2) 実質的論拠

実質的に考えたとき、供述証拠として扱う以上、観念的には「朗読」可能との考えがありうるのかもしれない。したがって、「要旨の告知」もありうるとの考えも生じうるかもしれない。

しかし、「朗読」は、やはり書面の記載に対応する概念であろうし、供述証拠というものが、すべからず「朗読」で証拠調べされる関係にあるわけでもない。録音テープについては「録音テープの証拠調べの方法としては…その内容を証拠とする場合にはこれを再生してなすものと解するのが相当」との原判決の説示を正当と認めた判例があり（最決昭和35年3月24日－刑集14巻4号462頁）、「再生」という方法以外での法廷顕出は想定されていないものと思われる。その判例解説（『最高裁判所判例解説刑事篇昭和35年度』126頁）の引用によると、栗本一夫『総合判例研究叢書刑訴法（3）』170頁以下は、「刑訴法は典型的な取調べ方式として証拠書類と証拠物を挙げているに過ぎないので、その予想しなかった形態の証拠が生じた場合には、証拠調の目的ということから判断する外はないのである。そうだとすると、証

拠調の目的は、裁判官の心証形成と訴訟関係人に証拠の内容を了知させるという2点に帰するものであるから、録音テープの如きはこれを録音機にかけて公判廷で再現する以外に方法はないことになる」と結論付けている。

要するに、「再生」は「展示」と「朗読」の双方の要素を含んでいる取調べ方式であるとは思われるが、この2要素にきれいに分解できるわけではない。両要素に分解不能な固有の要素を孕んだものであり、だからこそ「再生」するのである。このうち、「朗読」部分だけをピックアップできる性質のものではないと考えられる。逆に言えば、ピックアップできるなら、可視化記録媒体の証拠調べ請求によるのではなく、合意書面なり何なりの証拠書類化を図るべき筋合いである。

結局、「要旨の告知」は、例外そのものであり、あくまでも「朗読」に代えるものである以上、「再生」に代える「要旨の告知」という概念自体が存在しないというべきである。規則203条の2第1項の「相当」性の要件を充たすことがあるとは考えられないが、そもそも、それ以前の問題ではないだろうか。

4. 課題と展望など

以上、私なりの、とりあえずの検討結果によれば、可視化記録媒体の法廷「再生」に代えて、「要旨の告知」をすることは、形式的な根拠もなく、実質的にみても誤っていて、違法であり、許されないものと考えられる。が、可視化記録媒体の証拠調べ請求が増えていくにつれ、これは、何時でも何処でも生じる問題ということになる。

上述したケースは実質証拠としての請求ケースであるが、補助証拠（任意性や特信性立証、さらに信用性立証）の関係でも、たとえば採用した記録媒体の一部は「再生」するが、その余は「要旨の告知」に代えようといった話が出ることもあるようである。裁判員裁判でない裁判官裁判の場合、再生時間が長くなることを考慮して、関係者がこのような誘惑にかられる心理自体、理解できないとはいわない。しかし、ここは堪えるべきところである。一部を「再生」したからといって、その余の「要旨の告知」が許容されるわけではない。

どのような立証趣旨であれ、弁護人としては、「要旨

の告知」に異議がある、相当でない—という意見を述べるべきである。繰り返しになるが、実際、一部「再生」でピックアップできるのなら、もともとその記録媒体請求はその限度にすべきであるし、「要旨の告知」したい部分は合意書面化などで対応すべきである。

ここでは、改めて、「要旨の告知」制度そのものが問われている。というだけでなく、実は、公判中心主義そのものが問われている。したがって、この問題は相当

に奥の深い問題になりうると思われる。それと表裏の関係において、結局、捜査段階の供述の記録をどう公判で扱うのかということも問われているといえるであろう。ここで、今改めて、我々は、「調書裁判」が生き延びてきた所以に直面しているのではないだろうか。

可視化時代は様々な課題を否応なく投げかけてくる。実務家一人一人が考えるに値する新たな課題が生じていると思われる。



取調べの可視化実現大阪本部
事務局次長 水谷恭史

Q 担当している被疑者の勾留決定とともに接見等禁止決定が付されました。初めて身体拘束を受けたとのことで、厳しい取調べに加えて慣れない環境のため、精神的に参っているようです。最初の接見では被疑事実を一部否認していましたが、勾留と接見禁止がこたえたのか、「妻や子どもと早く会いたい。認めてしまえばすぐに出してもらえますか?」と尋ねられています。まさか虚偽の自白を勧めるわけにもいかないし…

A 勾留に対する準抗告や取消請求、接見等禁止決定に対する準抗告、勾留理由開示公判の請求、勾留延長を阻止するための同様の活動など、身体拘束からの解放を目指す弁護活動を積極的に展開すべきであることはいうまでもありません。過度に厳しい取調べを防ぐための可視化申し入れや苦情申出も必要不可欠です。とはいえ、これらの弁護活動が常に功を奏するとは限りません。次善の策として接見禁止の一部解除を検討しましょう。被疑事実の内容や被疑者の説明、家族の聴取りなどから、妻子が事件に関わっている可能性はないと見極めたら、勾留裁判官に対し、妻子との接見禁止を解除して面会や物品の授受（差入れ）を許可する職権発動を求めます。裁判官によっては、とりあえず1回だけ面会を許可して面会日時を指定する場合があります。すぐ面会に行くのが難しいなら、被疑者宛の手紙や家族の写真を預かり、接見等禁止の一部解除申請書に添付して「この手紙（写真）の差し入れを許可されたい」と申請します。差し入れ対象物の内容から罪証隠滅や逃亡を助長する危険がないことを確認できるので、裁判官も許可を出しやすいのです。勾留質問前に接見できた場合は、被疑者に対し、接見禁止の対象から家族が除外される場合があることを伝えて、勾留質問時、裁判官に事件と無関係な家族との面会を求めよう助言してください。最初から家族が接見禁止の対象外として認められる場合があります。

被疑者も家族もお互いに顔を見たいと望んだら、勾留理由開示公判の期日に家族を傍聴席に呼びましょう。被疑者にとっては、会話できないまでも家族の姿を見ることができ、わずかな時間ですが、狭い留置施設から出て外の空気を吸うことができます。

接見等禁止決定が付されたら、被疑者が普段会話できるのは取調官、弁護人と留置管理系の警察官だけです。外の様子を知る窓口は弁護人しかありません。被疑者の孤立感を和らげるためにも、より頻繁で丁寧な接見を心がけてください。